

2 . 中古家電 4 品目の輸出実態に関する調査結果 (電気洗濯機)

梱包及び積載方法

個々の筐体は梱包されていない。コンテナ内に縦と横にして隙間を埋めるようびっしりと積載。

破損の程度

洗濯機本来の機能が失われるほどの破損はないが、一部フタ部分のひび割れ、破損等がある。

バーゼル物の該当性

一般に電気洗濯機は有害性が低いため、バーゼル条約の規制対象物とならない場合が多い。



【中古での利用が可能と思われる洗濯機】



【フタ部分が破損している洗濯機】

調査概要

消費者の家電を手放す際の意識等について、ウェブアンケートによる調査を行った。

実施時期

2007年3月29日～3月30日

調査対象

調査会社の一般モニター 1,000人（性別、居住地域、年齢層に極端な偏りがないよう配慮）

調査手法

インターネットによるウェブアンケート

調査内容

過去1年間（平成18年4月～現在）の間に、家電リサイクル法の対象4品目（エアコン、ブラウン管テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機）のいずれかを手放した経験を持つ1,000人を対象とした（有効回答1,000件）。

複数の家電製品を手放した経験がある場合は、1番最近に手放した家電製品について聞いている。

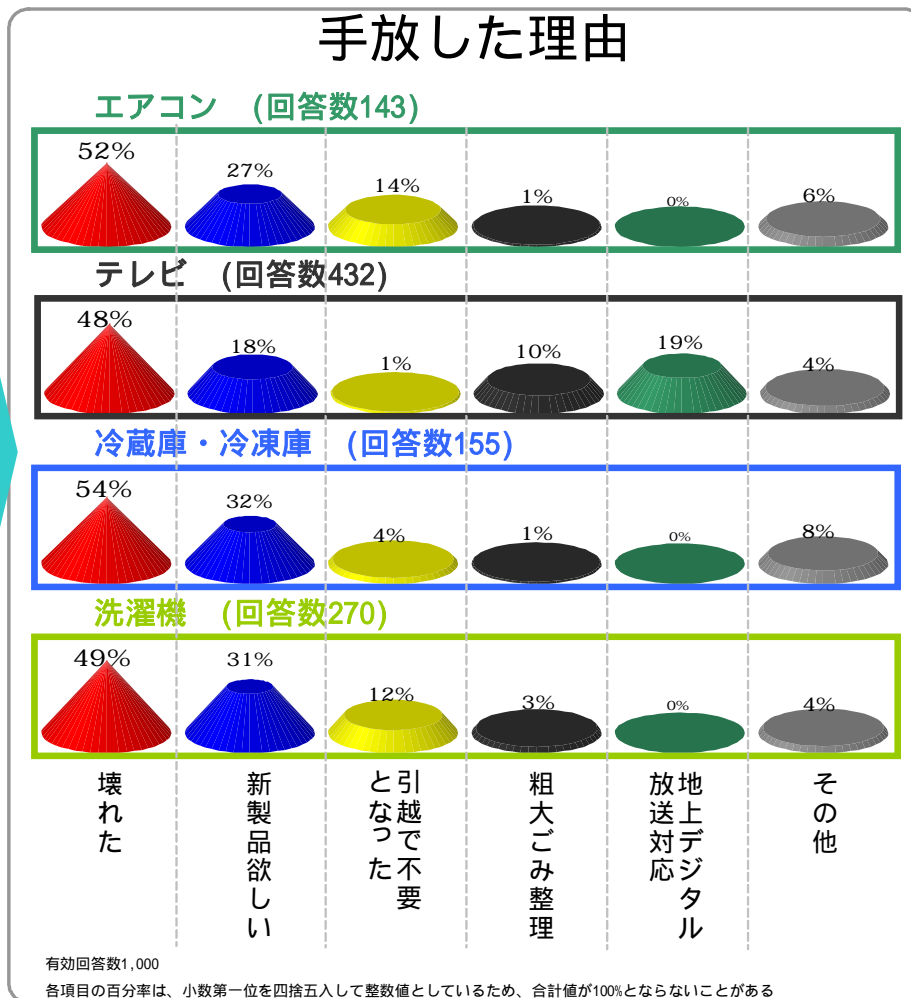
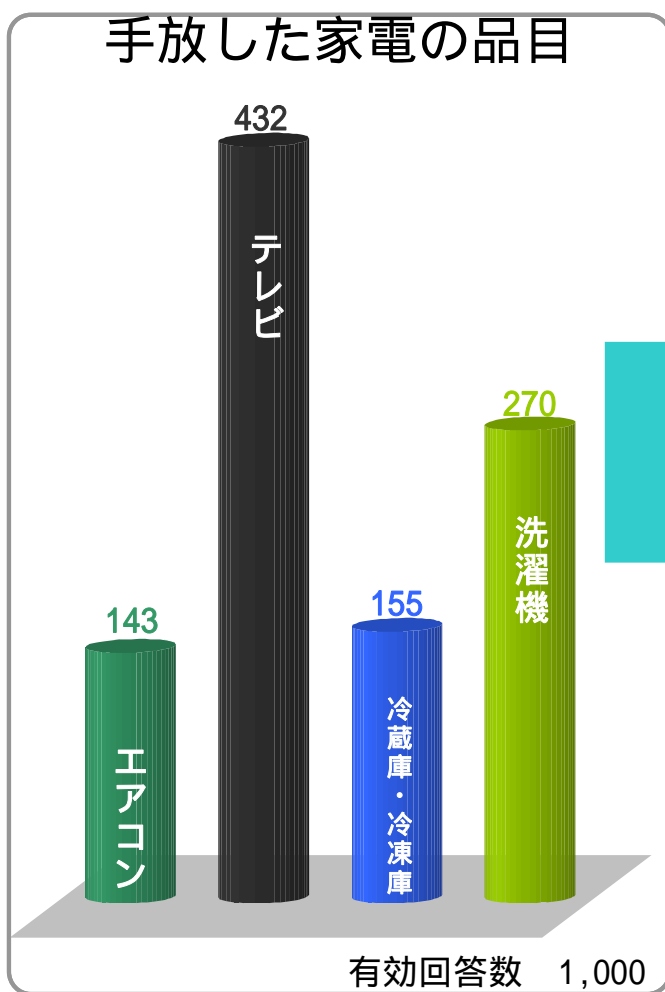
本アンケートで対象となった件数は以下のとおりである。

| 品 目 | 本アンケートにおいて 回答対象となった件数 |
|---------|--------------------------|
| エアコン | 143件 |
| テレビ | 432件 |
| 冷蔵庫・冷凍庫 | 155件 |
| 洗濯機 | 270件 |
| 合 計 | 1,000件 |

3. 排出者の意識調査結果 手放した理由（品目ごと）

家電を手放した理由として壊れて使えなくなったことが最も多かった。約半数がまだ使える状態で手放した可能性がある。

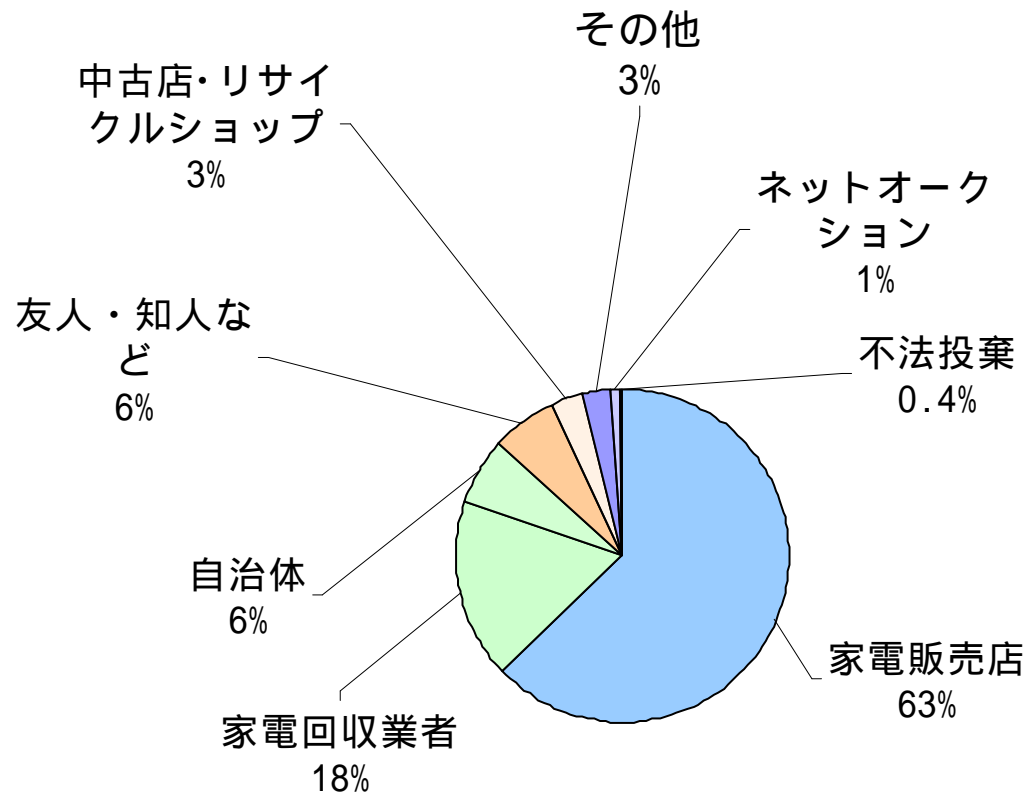
家電を手放した理由の集計結果（品目ごと）



3. 排出者の意識調査結果 引渡し先

家電の引渡し先としては、家電販売店が63%と最も多く、次いで家電回収業者、自治体の順であった。

引渡し先についての集計結果

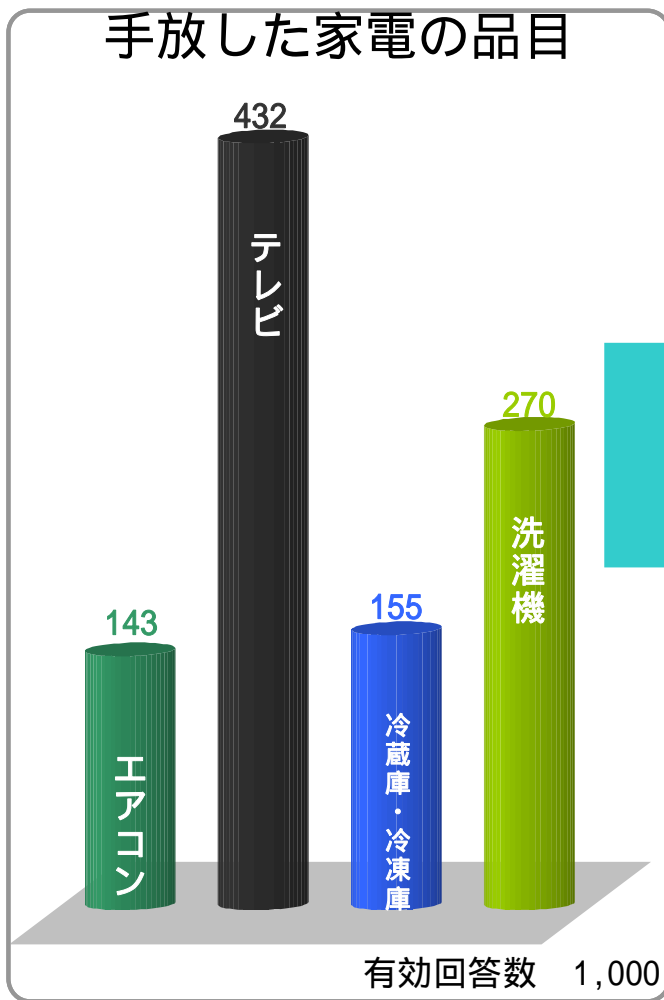


3. 排出者の意識調査結果 引渡し先（品目ごと）

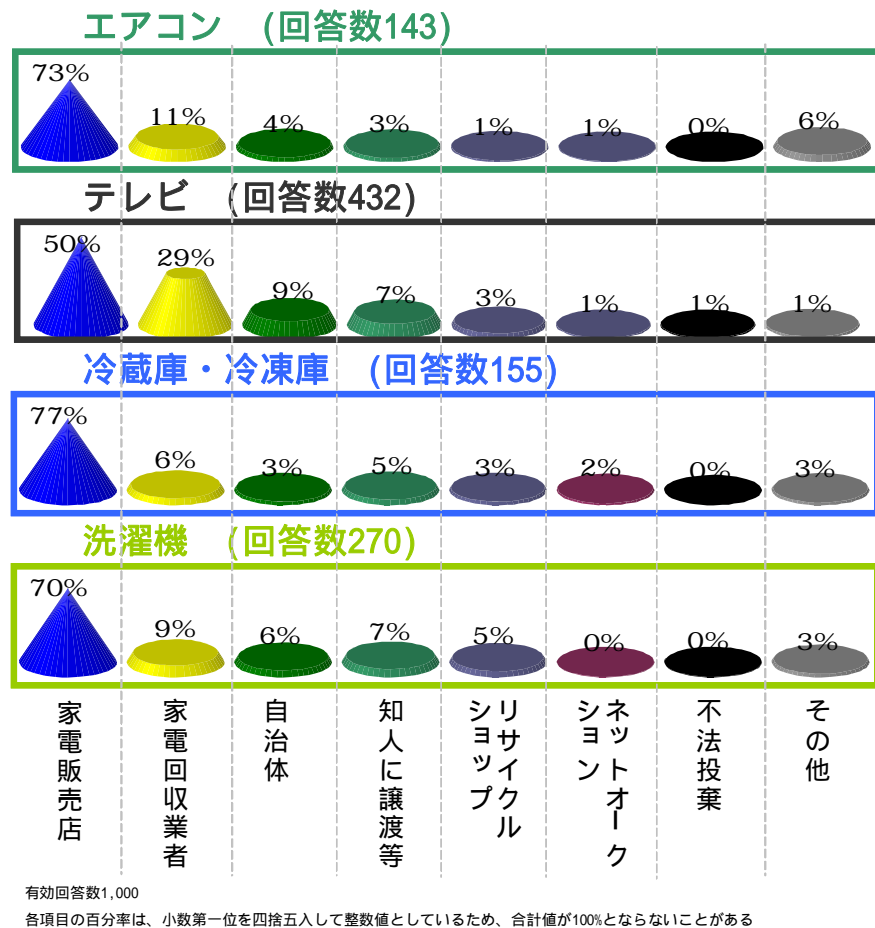
テレビは他品目に比べ家電販売店への引渡しが多く、家電回収業者への引渡しの割合が多い。

家電の引渡し先の集計結果（品目ごと）

手放した家電の品目



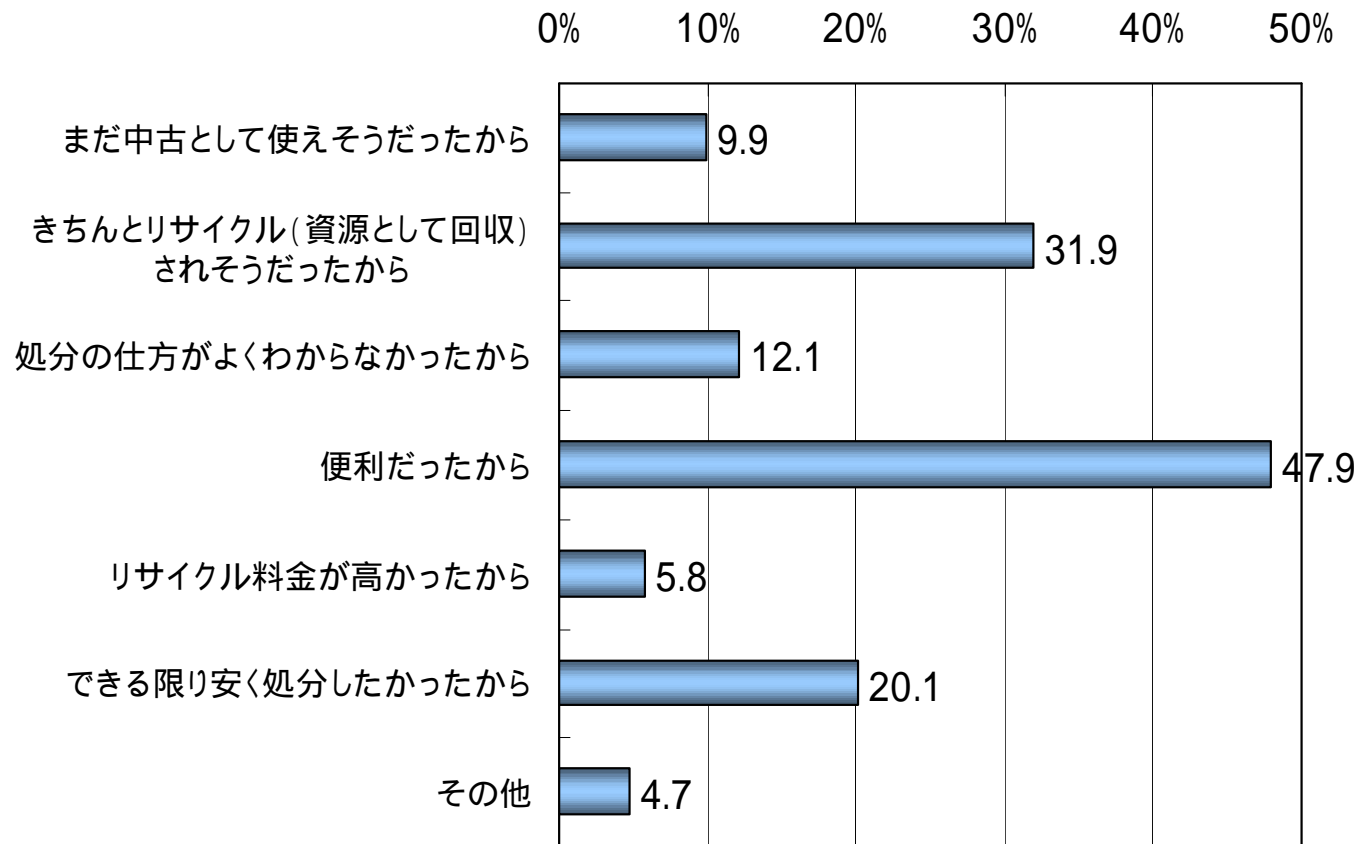
引渡し先



3. 排出者の意識調査結果 引渡し先を選んだ理由

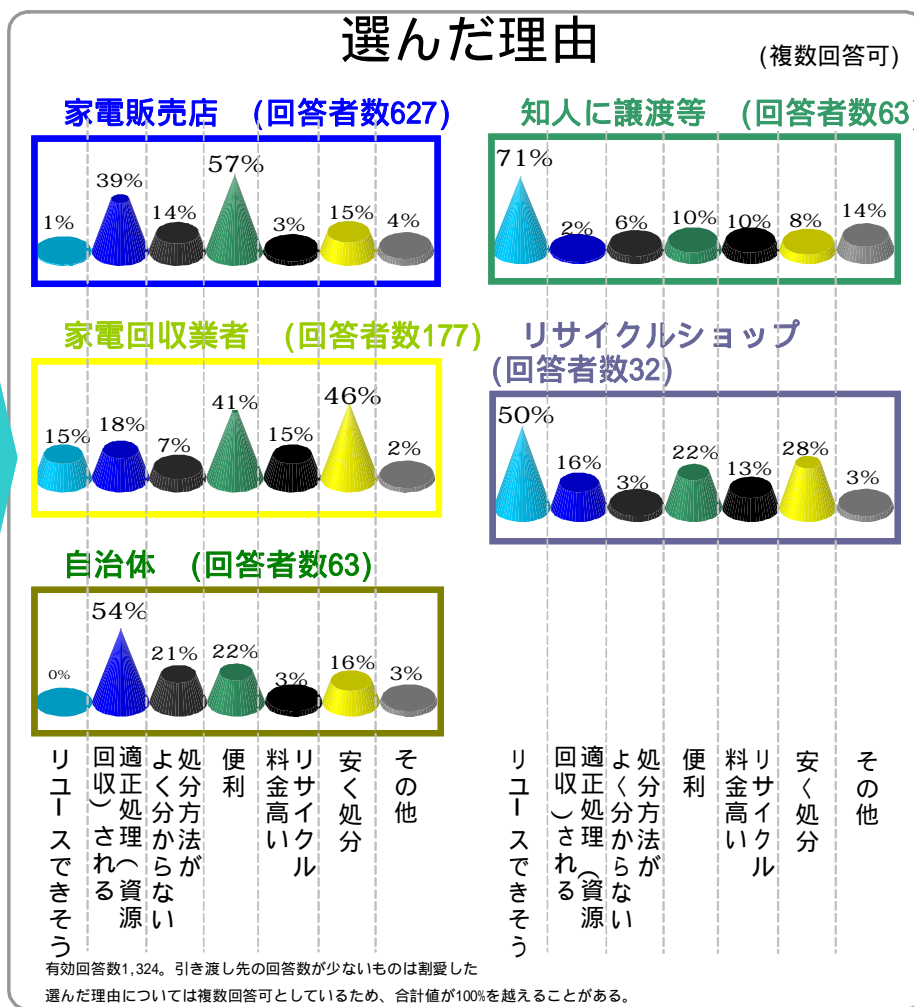
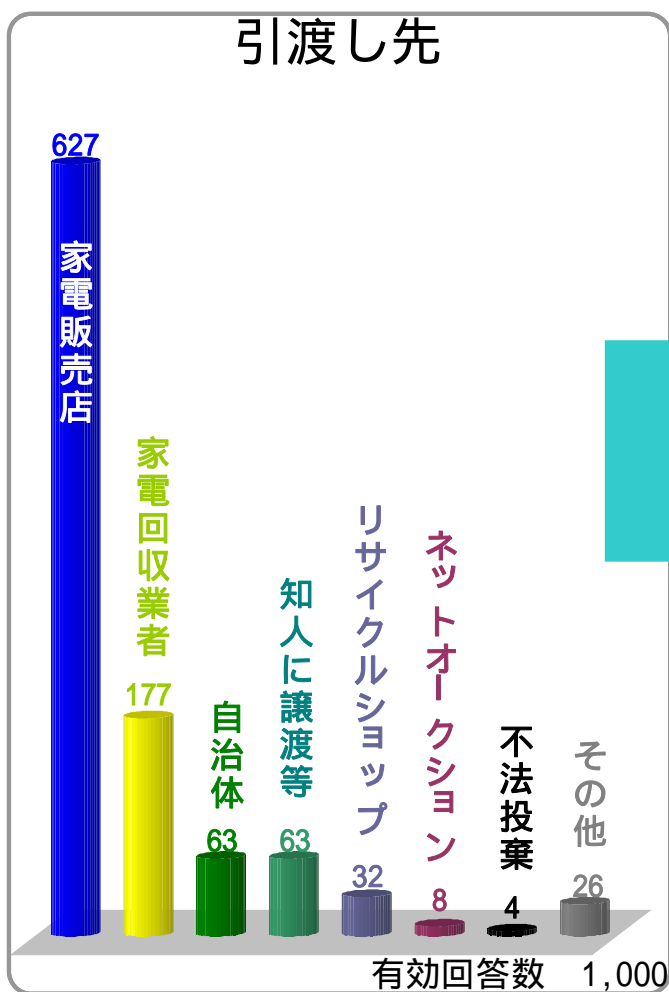
家電の引渡し先を選んだ理由としては利便性、きちんとしたリサイクル、安く処分の順で割合が多い。

引渡し先を選んだ理由についての集計結果

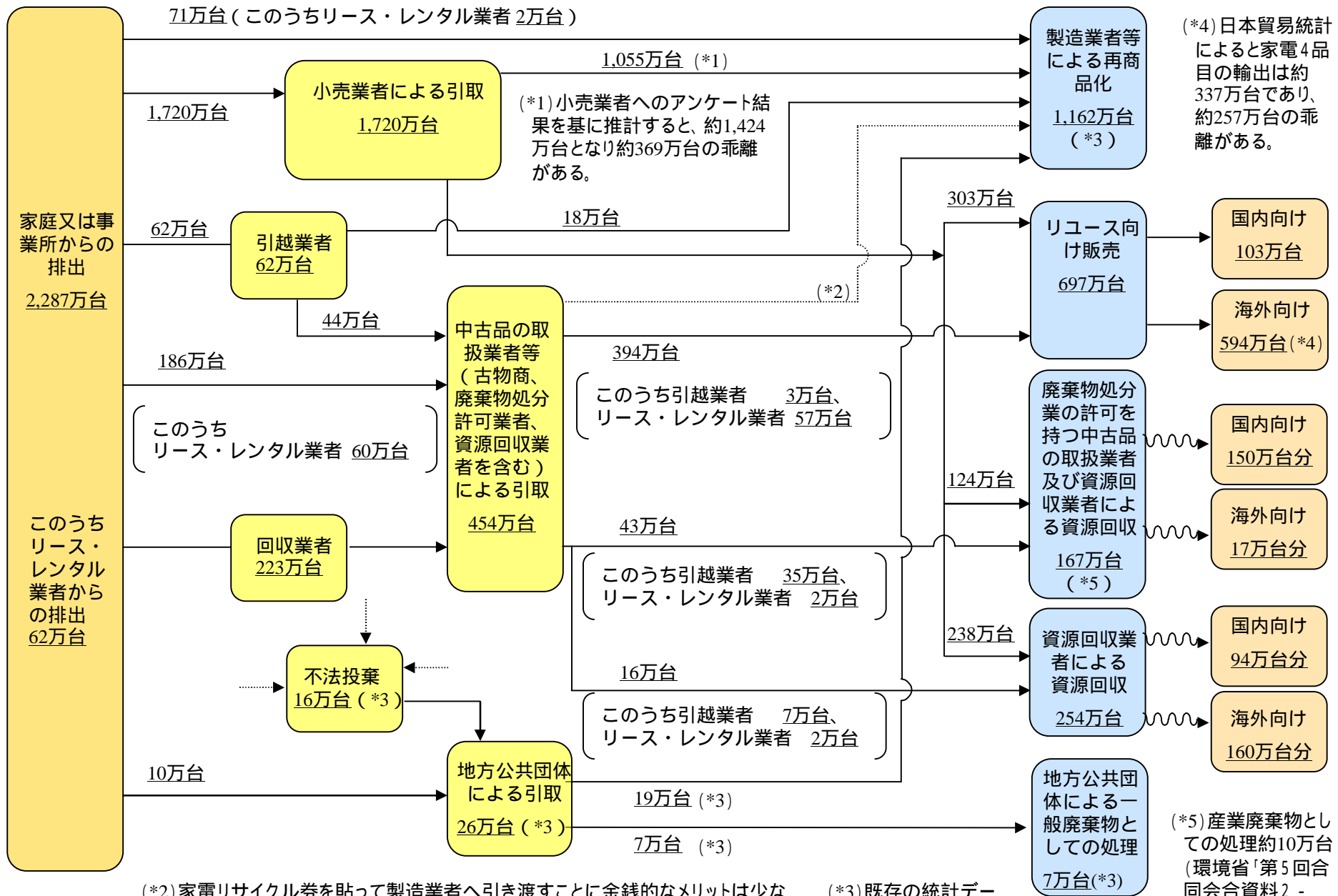


家電販売店では利便性ときちんとしたリサイクル、家電回収業者ではできるだけ安い処分と利便性、自治体ではきちんとしたリサイクルを引渡し先を選んだ理由にあげる割合が比較的高い。

引渡し先を選んだ理由の集計結果（引渡し先ごと）



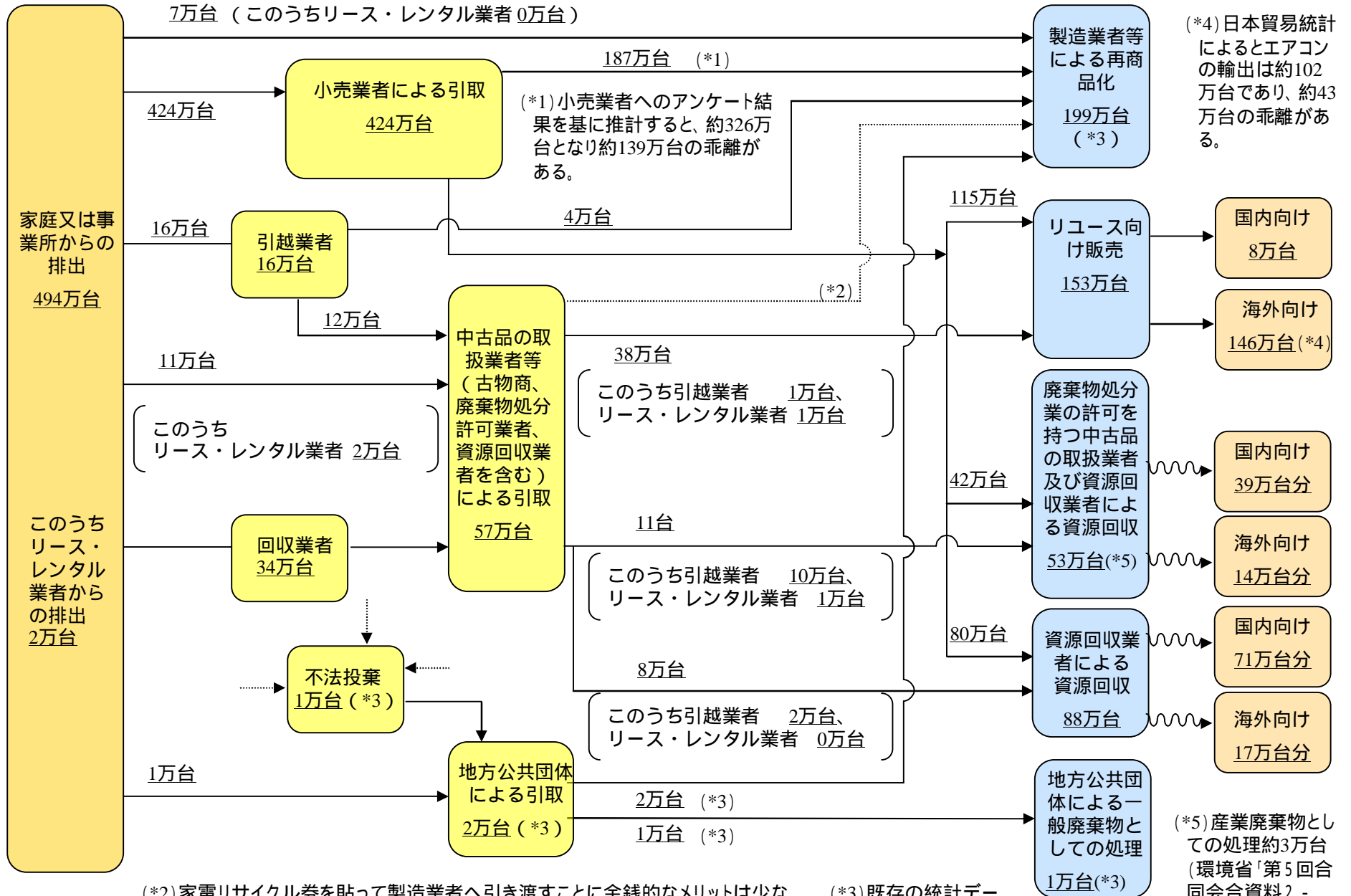
(参考) フローの全体推計(4品目合計)



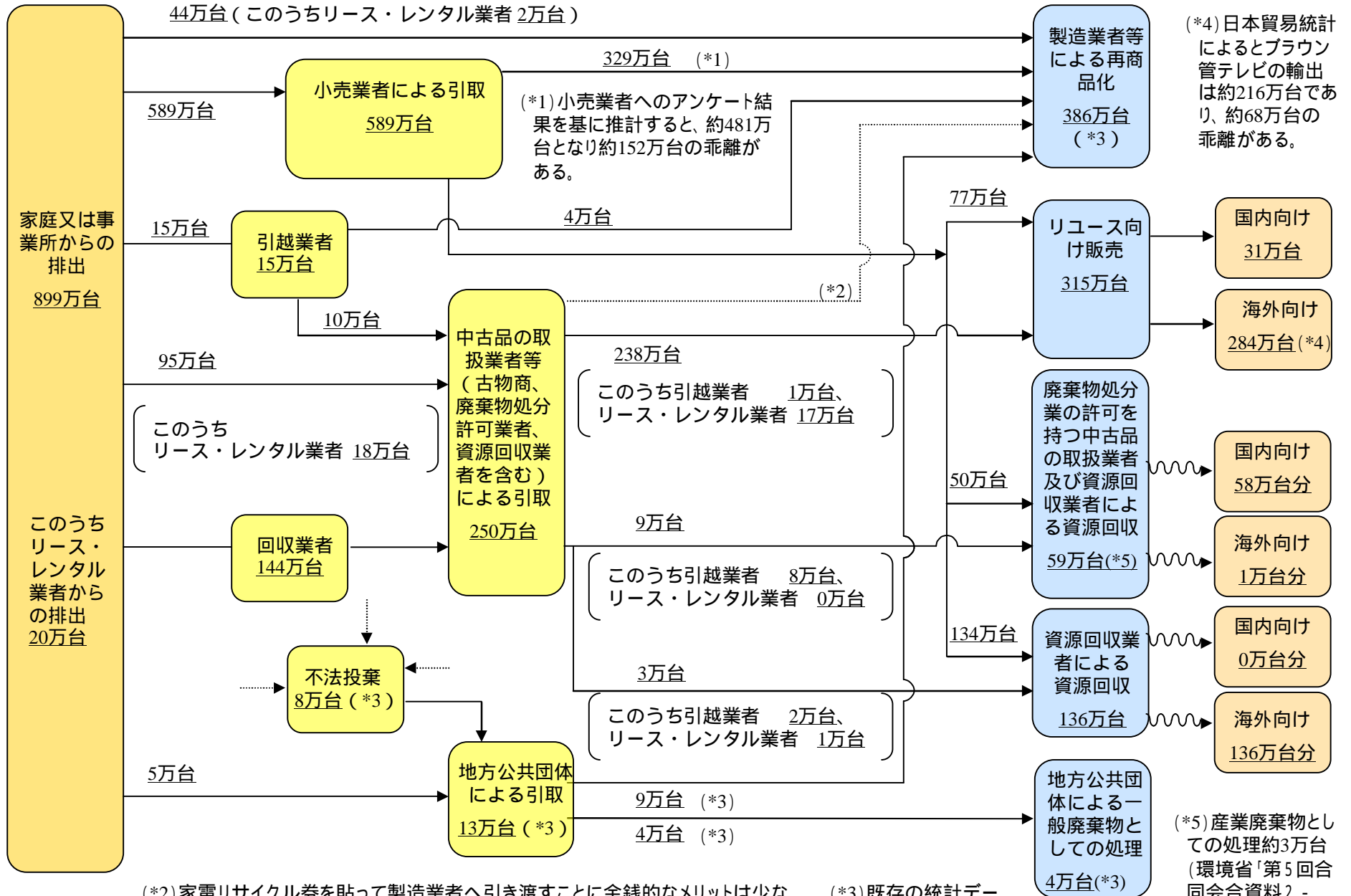
(*2)家電リサイクル券を貼って製造業者へ引き渡すことに金銭的なメリットは少ないと考えられるため、小売店から廃家電の運搬委託を受けたものと想定した。

(*3)既存の統計データをそのまま利用。

(参考) フローの全体推計(エアコン)



(参考) フローの全体推計 (ブラウン管テレビ)

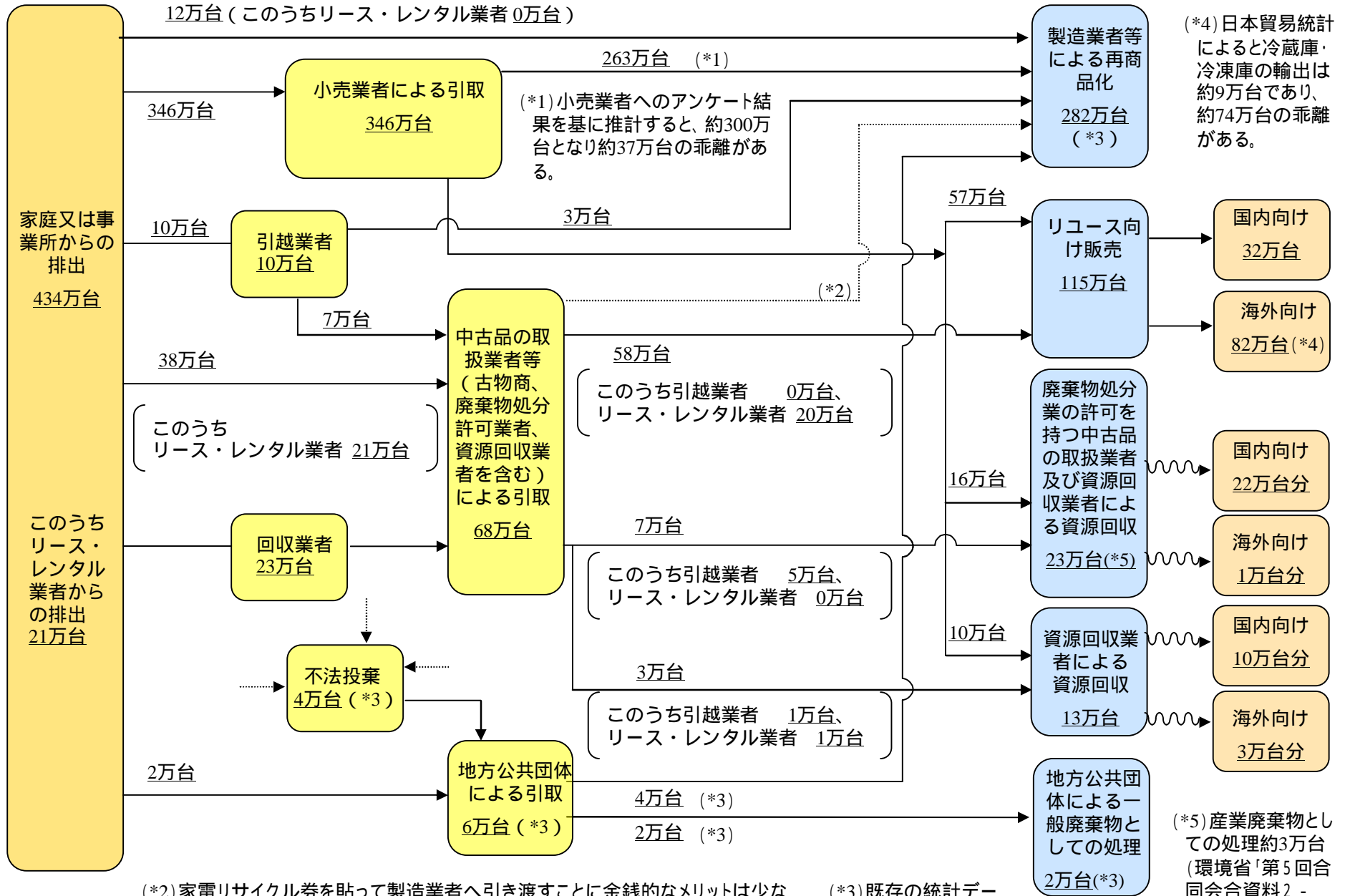


(*)2 家電リサイクル券を貼って製造業者へ引き渡すことに金銭的なメリットは少ないと考えられるため、小売店から廃家電の運搬委託を受けたものと想定した。

(*)3 既存の統計データをそのまま利用。

(*)5 産業廃棄物としての処理約3万台 (環境省「第5回合同会合資料2-2」)を含む。

(参考) フローの全体推計 (冷蔵庫・冷凍庫)

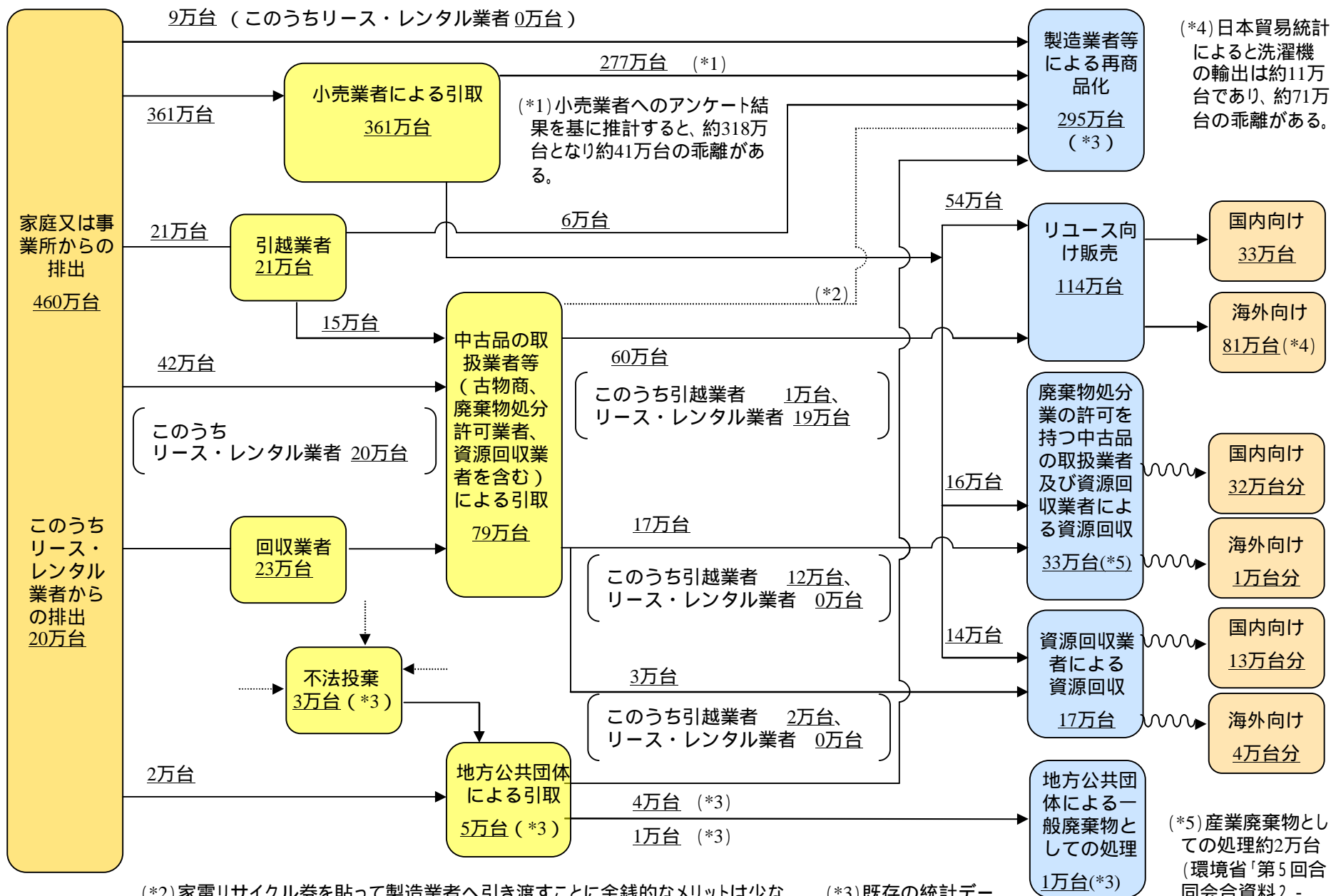


(*)2 家電リサイクル券を貼って製造業者へ引き渡すことに金銭的なメリットは少ないと考えられるため、小売店から廃家電の運搬委託を受けたものと想定した。

(*)3 既存の統計データをそのまま利用。

(*)5 産業廃棄物としての処理約3万台 (環境省「第5回合同会合資料2-2」を含む)。

(参考) フローの全体推計 (洗濯機)



(*2) 家電リサイクル券を貼って製造業者へ引き渡すことに金銭的なメリットは少ないと考えられるため、小売店から廃家電の運搬委託を受けたものと想定した。

(*3) 既存の統計データをそのまま利用。

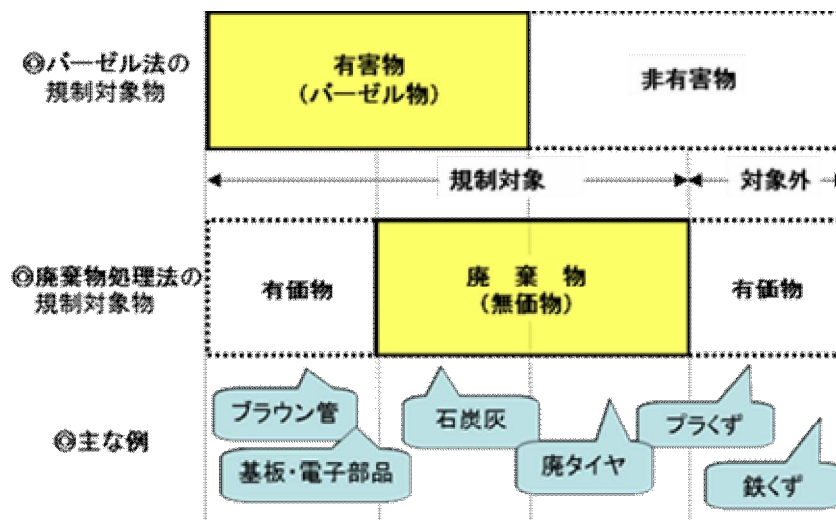
(1) バーゼル法の規制

バーゼル法の規制対象物(特定有害廃棄物等)は、相手国で処分作業()が行われる物であって有害特性を有するものであり、再生資源として利用される使用済みブラウン管、プリント基板等がある。特定有害廃棄物等を輸出する際には、相手国の書面による同意及び環境省の確認並びにそれらを受けた経済産業大臣による輸出の承認等を得る必要がある。

() 再生資源として利用される場合は処分作業に含まれるが、リユースされる場合は処分作業に含まれず規制対象とならない。

(2) 廃棄物処理法の規制

廃棄物処理法の規制対象物(廃棄物)を輸出する際には、環境大臣による輸出の確認を受ける必要がある。



注: 基板・電子部品、石炭灰については、その有害性によりバーゼル法上の有害物に該当するかどうか判断する。

図 バーゼル法と廃掃法の規制対象物